

最近の消費者契約法による裁判例

事件名	原告(控訴人・上诉人)の主張	判決の内容
不当利得返還請求事件	連鎖販売取引において波動エネルギーを記憶させた水を販売していた被告1(販売業者)から、本件商品が近眼、花粉症、アトピー等に効果があるとの説明を受けた原告(消費者)は、本件商品を割安に購入する目的で連鎖販売取引の組織に参加し本件商品を購入した。その後、本件商品に当該効能がなかったため、原告が被告1に対し、消費者契約法4条1項1号ほかによる本件売買契約の取り消しおよび不当利得の返還を求めた。また、本件商品購入に際し、原告は被告2(クレジット会社)とクレジット契約を締結したが、同法5条の「事業者」に被告2が該当し、被告1が「媒介の委託を受けた第三者」に該当するとして、クレジット契約についても同法5条・4条1項1号による取り消しを求めた。	連鎖販売取引であっても自らの消費のためだけに商品の購入契約を締結する場合は消費者契約法2条1項の「消費者」に該当するとし、本件原告の「消費者」該当性を認めた。そのうえで、被告1に対する請求については、本件売買契約の勧誘に当たり、被告1が本件商品を飲むことで病気が治る等の説明をしたことは消費者契約法4条1項1号の不実の告知に該当すると判断して、同条項による取消を認めた。なお、被告2に対する請求については、同法5条にいう「媒介の委託を受けた第三者」に被告1が当たらないとして、同条項の適用を認めず、クレジット契約の取消はできないとした。 (三島簡裁 平成22年10月7日判決)
不当利得返還請求控訴事件	被控訴人(専門学校)は、入試方法として、AO入試、推薦入試および一般・社会人入試という3つの区分を設けていたところ、控訴人(消費者)は、このうちの一般・社会人入試区分の専願入試を利用し、学内併願制度により、第2希望の学科に合格し、納付済みの授業料等を返還しない旨のいわゆる不返還特約が付された在学契約を締結した。その後、控訴人は、同年3月15日に被控訴人に対し在学契約を解除したうえで、在学契約解除が入学年度が始まる前日(3月31日)までになされた場合は、消費者契約法9条1号にいう「平均的損害」は存しないため当該特約は無効であるとして、納入した学費の返還を求めて提訴した。原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が判決を不服として控訴した。	大学への入学確約が出願資格とされている推薦入試等に合格して在学契約を締結した学生については、入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるから、特段の事情がない限り、契約解除に伴い初年度の納付すべき授業料等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきであり、専門学校といえども大学の場合と別異に解すべきではない。しかし、被控訴人の一般・社会人入試区分の専願入試は、ほかの受験者よりも早期に有利な条件で入学できる地位を実質的に確保しているとも、また、在学契約を終結した時点で入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予想されることも認めがたい実態にあった。したがって、その在学契約の解除の意思表示が3月31日までになされた場合は、被控訴人に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的損害は存しないものと認められるので、同号により本件不返還特約は無効である。本件では、控訴人が3月15日に解除の意志表示をしたことは明らかであるので、被控訴人は控訴人に対し本件学費を返還する義務を負うとして、原審を取り消し、控訴人の請求を認めた。(名古屋高裁 平成23年7月22日判決)
債務不存在確認等請求、当事者参加事件	個品割賦購入あっせんにおいて、被上诉人(消費者)は、宝飾品の販売業者との間で売買契約を締結し、上诉人(あっせん業者)との間で購入代金にかかる立替払契約を締結したが、売買契約が公序良俗に反し無効となったため、上诉人との立替払契約も無効であること、または消費者契約法5条1項が準用する同法4条1項1号もしくは同条3項2号により立替払い契約の申し込みの意思表示を取り消したことを理由として、被上诉人が上诉人に対し不当利得の返還を請求して提訴した。原審は、売買契約が無効になれば立替払契約は目的を失って失効するとして、被上诉人の請求を認めたため、上诉人が判決を不服として上告した。	購入者と販売業者の売買契約が無効となった場合、購入者とあっせん業者との立替払契約については、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続きへの関与の内容および程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度に照らし、売買契約と一体的に立替払契約についても効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情がない限り、立替払契約が無効となる余地はないとし、本件ではそのような特段の事情はないと認定して、原審の上告人敗訴部分を破棄した。なお、被上诉人の上告人に対する消費者契約法上の取消権は、追認することができる時から6ヶ月以内に行使したとはいえないから、同法7条1項により、時効によって消滅したことは明らかであるとした。(最高裁 平成23年10月25日判決)
通信料金返還請求事件	被告(電気通信事業者)との間で、携帯電話端末を利用する電気通信役務提供契約(3Gサービス契約)を締結した原告(消費者)は、携帯電話端末とパソコンを接続し、携帯電話端末をモデムとして用いることによりパソコンでインターネット通信をすることができるサービスを利用し、通信料として被告から約20万円を請求された。そこで、原告は被告に対し、①通信料金に関する契約条項のうち、一般消費者が本件サービスを利用するに際し通常予測する額を超える部分は消費者契約法10条もしくは公序良俗に反するため無効であるとして不当利得の返還②または、被告は原告に対し契約に関する説明義務があったにもかかわらずこれを怠ったなどとして債務不履行による損害賠償を選択的に求めた。	①については、パケット料金条項につき、当事者間で明確な合意がなされた場合は、役務提供の単価の当否は基本的には市場による評価および調整に委ねるべき事柄であり、双務契約における対価または対価の決定方法を定める明文規定・一般法理は存在しないとして、消費者契約法10条前段に該当しないと、公序良俗違反にも当たらないとした。また②については、契約締結時における説明義務違反は認めなかったが、いったん利用を開始し通信料金が高額となった後の段階においては、原告のインターネット接続サービスの利用により高額なパケット通信料金が発生しており、それが原告の誤解や不注意に基づくものであることが被告においても容易に認識し得る場合は、被告には本件契約上の付随義務として原告に注意喚起する義務があり、本件では5万円を超える部分の料金について被告の義務違反があったとして、原告の請求を一部認めた。(京都地裁 平成24年1月12日判決)
生命保険契約存在確認請求事件	被上诉人(消費者)は上告人(保険会社)との間で医療保険契約および生命保険契約を締結した。本件各保険契約には、①「失効条項」(2回目以降の保険料の払い込みについて期限内に保険料の払い込みがない場合は、無催告でも猶予期間満了日の翌日より契約は失効する)②「自動貸付条項」(保険料の支払いがないまま猶予期間が過ぎた場合でも解約返戻金が存する範囲で自動的に貸し付けを行い契約を有効に継続させる)等の特約が付されていたところ、被上诉人が猶予期間内に払い込みをしなかったため本件契約は失効した。そこで、被上诉人は本件失効条項が消費者契約法10条により無効となるとして、保険契約存在の確認請求をした。原審は被上诉人の請求を認容したため、上告人がこれを不服として上告した。	本件失効条項は履行の催告(民法541条)なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるから、消費者契約法10条前段には該当するとした。そのうえで、後段要件については、履行の催告なしに保険契約が失効する本条項によって保険契約者が受ける不利益は小さくないが、本件では支払期限は明確であり支払猶予期間も1カ月あること、自動貸付条項があり1回の保険料不払いでは簡単に失効しないようになっていること等からすれば、本件約款において、保険契約者が保険料の不払いをした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をする定めがあることに加え、上告人において被上诉人に督促を行う等の運用を確実にしたうえで、本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものに当たらない、と判断して、原審を破棄し、審理を差し戻した。(最高裁 平成24年3月16日判決)

11年4月以降、新たに把握できた主な訴訟(12年7月現在)

※出典:「くらしの豆知識 2013」国民生活センター